

令和3年

第9回国立市農業
委員会総会議事録

国立市農業委員会

令和3年第9回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和3年9月29日 午前10時開会
午前11時閉会

2. 場 所 国立市役所3階 第1会議室

出席者

- | | | |
|-----------|----------|----------|
| 1. 遠藤 利光 | 2. 遠藤 良信 | 3. 北島 直芳 |
| 4. 小鹿倉 薫 | 5. 佐伯 達哉 | 6. 澤井 武 |
| 7. 鈴木 政久 | 8. 関 貞雄 | 9. 関 藤子 |
| 10. 田中 賢治 | | |

事務局

| | | | |
|----------|--------|-------|-------|
| 事務局長 | 堀江 祥生 | 農政係長 | 名古屋 悠 |
| 農政係主任 | 山本 雅一 | 農政係主事 | 吹春 雄章 |
| 会計年度任用職員 | 澤田 恵美子 | | |

3. 議事録署名委員の指名

4. 議題

(1) 相続税納税猶予に関する適格者証明書 2件

5. 協議事項

- (1) 国立市環境審議会委員の推薦について
- (2) 「第48回農業委員会等功労者」並びに「令和3年度農業功労者」表彰事業の実施について
- (3) 稲作体験学習会について
- (4) 「農地保全・利活用促進月間」の実施について
- (5) 現況農地の認定基準について

6. その他

【遠藤会長】 おはようございます。ただいまから農業委員会総会を始めさせていただきます。議事録署名委員、鈴木政久委員、関貞雄委員、よろしくお願い致します。議題に入ります。相続税納税猶予に関する適格者証明書、2件、お願い致します。

【事務局長】 資料8ページをご覧ください。相続税納税猶予に関する適格者証明書の1件目です。1番、被相続人に関する事項ですが、住所、氏名、職業、相続開始年月日、被相続人の所有面積は記載のとおりとなります。2番目の農地等の相続人に関する事項ですが、住所、氏名、職業、生年月日、被相続人との続柄、相続開始の時ににおける被相続人との同居・別居の別、相続開始前において農業に従事した実績の有無、農業経営の開始年月日等は記載のとおりとなります。特例の適用を受けようとする農地等の明細につきましては、2ページの明細書のとおりとなります。場所は3ページの案内図をご覧ください。続けて、2件目もご説明させていただきます。4ページをご覧ください。1番、被相続人に関する事項ですが、住所、氏名、職業、相続開始年月日、被相続人の所有面積は記載のとおりとなります。2番、農地等の相続人に関する事項ですが、住所、氏名、職業、生年月日、被相続人との続柄、相続開始の時ににおける被相続人との同居・別居の別、相続開始前において農業に従事した実績の有無、農業経営の開始年月日等は記載のとおりとなります。特例の適用を受けようとする農地等の明細につきましては、5ページの明細書のとおりとなります。場所は6ページの案内図をご覧ください。以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。2件とも、私、佐伯職務代理、澤井農地利用班長、田中農政班長で現地確認をさせていただきましたが、問題はございませんでした。何か質問があれば承りますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 続きまして、協議事項に入らせて頂きます。(1) 国立市環境審議会委員の推薦について、よろしくお願い致します。

【事務局】 国立市環境審議会委員についてですが、こちらは国立市では環境政策課が主管となり、国立市環境基本計画を平成25年7月に策定し、現在、その推進に取り組んでいるところです。この国立市環境基本計画を策定するための答申機関として国立市環境審議会を設置しており、農業委員会から1名出席して頂いていますが、令和3年9月まで佐伯達哉委員にお務め頂きました。資料7ページの依頼文のとおり、環境審議会では水路についての議論が交わされることが想定されるため、できれば水田耕作者の方をご推薦頂ければと思います。任期は令和3年10月から令和5年9月まで、委員報酬は1回当たり9,100円となります。よろしくお願い致します。

【遠藤会長】 ただいま説明がございましたとおり、委員の条件と致しまして水田耕作者をお願いしたいということです。どなたか立候補される方がいらっしゃれば承りたいと思います。ないようでしたら、引き続き、佐伯職務代理にお願いできればと考えていますが、いかがでしょうか。

【佐伯委員】 はい。

【遠藤会長】 皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【遠藤会長】 それでは、(2)「第48回農業委員会等功労者」並びに「令和3年度農業功労者」

表彰事業の実施について、よろしくお願ひ致します。

【事務局】 こちらの「第48回農業委員会等功労者」につきましては、今回、該当はございません。「令和3年度農業功労者」表彰事業の件につきまして、資料10ページをご覧ください。1.趣旨の部分ですが、農業功労者とは、地域農業の振興に尽力されてきた農業者の方に感謝の意を表するため、その功労に対し感謝状を贈るものです。対象者は、以下の条件を満たす農業者で、①地域農業の振興に貢献されてきた農業者、②農業者グループ活動や経営者運動等の活動で功労のあった農業者、③年齢が60歳以上であることとなっています。こちらは、各区市町村ごとに1名推薦をして頂くようになっていきますので、この場でご協議頂ければと思います。よろしくお願ひ致します。

【遠藤会長】 参考までに、最後から1枚目、2枚目の別-3と別-4をお開き頂きますと、過去に受賞された方の一覧があります。どなたか思い当たる方がいらっしゃれば承りたいと思います。私は、Aさんが、女性部長もやっていましたし、年齢的にもいいのかなと思いますけれども、関貞雄委員、いかがでしょうか。

【関（貞）委員】 いいと思います。

【遠藤会長】 これは来月でもいいですか。

【事務局】 11月30日が締切りなので、来月決定で大丈夫です。

【遠藤会長】 第2候補まで決めておきますか。第2候補だと、BさんとかCさんあたりかなと思いますけれども。佐伯職務代理、いかがでしょうか。

【佐伯委員】 いいと思います。

【遠藤会長】 では、そういうことでよろしくお願ひ致します。次、行きます。(3)稲作体験学習会についてですが、稲刈りが間近ですけれども、実は、稲の生育状況を観察していて、今年は現在もまだ青々として、穂も、こうべを垂れるようなことではなく、半分ぐらいという状況です。何人かに見てもらいましたが、皆さんの意見を総括すると、予備日の14日あたりがちょうどいいのかなと考えています。関係者に連絡も取らなければいけないので、変更するのであればここで日にちを確定したいと考えています。生徒さんに植えてもらったのに、未熟なお米で収穫量が少ないと生徒さんへの配布ができないとか、総合的に考えまして14日がいいのかなと思いますが、ご意見はいかがでしょうか。佐伯職務代理、いかがでしょうか。

【佐伯委員】 いいと思います。

【遠藤会長】 皆さん、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 では、それに従って逆算をして、準備等を進めてもらいたいと思います。もし予備日が雨とか、そういう状況であった場合は、中止ですか。

【事務局】 教育委員会に昨日確認したのですけれども、14日に延期の線は心積もりはしておきますということで、予定が変わっても対応できそうですけれども、14日が駄目な場合は、学校側はもう児童を参加させることができないということです。

【遠藤会長】 そうすると農業委員会でやるということですね。分かりました。

【事務局】 あともう1点、来年度の話になってしまって恐縮ですけれども、教育委員会側から、天候によって生育が悪い可能性があるのであれば、来年度以降、収穫の稲刈りの時期をあらかじめ1~2週間遅らせておいたほうがいいですかという打診を受けました。学校的には、時間の枠を1週間のうちで取っており、ずらすこともできるとおっしゃっていたので、農業委員会としてそのほ

うが都合がよければ、その旨、調整させていただきます。

【遠藤会長】 前会長にも、稲刈りができなかったことがあるのか聞いたら、私の時代はなかったと言っていました。私たちが今までやってきて初めての状況ですね。日本全体を見ても、関東の南から西はやや不良ということで、気候変動の関係が影響しているのかなと思いますけれども、安全圏を見て。——後ほど来年の予定の決定がありますよね。

【事務局】 その予定を学校側がもう決め始めなければいけないようなので、1～2週間、稲刈りの日程を例年より後ろに倒すのであれば、その要望を今しておかないと、多分、年内には日程を決めるのではないかと思います。

【事務局長】 通常であれば、10月の6日あたりが本番というところです。

【遠藤会長】 ここで決めればいいのですね。

【事務局長】 ここで決定して頂ければと思います。

【遠藤会長】 まず、11ページを開いてもらって、10月7日が中止になって、1週間ずらして14日。これは予備日はなし。準備もゆっくりしたほうが本当はいいのだけれども、12日あたりはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【遠藤会長】 では、準備については12日(火)、1時半から。12日が駄目なら予備日が13日(水)です。そのときに、バインダーの機械を鈴木委員、佐伯委員、お願い致します。草刈りもするので、草刈り機がある人は持ってきて、一輪車も、持っている方はお願いします。

【事務局】 総会の日程もこの場でお決め頂ければと思います。

(協議)

【遠藤会長】 では、総会は26日の9時から。場所は給食センターです。13時半から脱穀で、もみすりとハーベスターは鈴木委員と佐伯委員、お願いします。13ページ以降の説明をお願いします。

【事務局】 13ページの当日の動きについてですが、資料に、①9時よりセレモニー開始となっているのですが、農業委員の皆様には8時半に城山さとのいえの前に集合して頂ければと思います。8時半から事前の打合せを農業委員、支部長、農協職員で行って頂く形になります。9時よりセレモニーを開始して、セレモニーが終了した後に、こちらの図の赤矢印の経路で水田に移動して頂き、稲刈りの作業をする形になります。作業を終了した後は、使用した鎌を向こう岸のバケツに入れて消毒、青矢印の経路で集合場所に戻って頂きます。ジュートひもの補充は、各区画の南側あぜに置いてあるものを使って頂きます。A班とB班になっているのですが、農協職員は10月7日を想定して3名となっていますので、ちょっとまた増えるかもしれません。こちらの図の赤矢印の経路で水田に移動して、各区画分けされていると思いますけれども、時間帯としては、ピンクの四角の部分が最初に来る五小と八小、その後に水色の部分の四小と三小、その次にオレンジの部分の七小、一小、最後に、午後の部ですけれども、緑色の部分で二小、六小という形になります。この四角の上にA班、B班という記載がありますが、これは右上の表のA班、B班となります。稲の持ち帰りは、三小、四小、五小、六小となっています。続きまして、14ページですが、小学校の皆さんに稲を刈って頂く方法ですけれども、まず最初、1学校分を中央で2クラス分に分けて、中央に向かって刈り進む、2人1組で刈って縛る、1束は3株で、これは例年どおりです。資料15ページは実施予定表で、今回、合計496名の児童が来られる形になっています。資料16ページは

教育委員会で作成して頂いた実施スケジュールで、こちらにバスの回送について記載がございますので、後でご確認頂ければと思います。資料17ページは、来年度の実施予定候補日で、6月はこちらの表どおりで、10月については、先ほどのお話もありまして、本番、予備日をさらに後の週にする可能性があります。資料13ページの班分け等をご確認頂き、稲作体験学習会の当日の動きについて、また、資料17ページの来年度の実施予定についても、この場でご協議頂ければと思います。よろしくお願い致します。

【遠藤会長】 班分けについては、A班は佐伯職務代理、B班は田中班長が責任者で、今後集まったときに打合せをやって頂きたいと思います。当日の行程についてはこれでよろしいですね。次年度の田植えと稲刈りの予定ですが、ご検討を頂きたいと思います。

【鈴木委員】 刈るのを1週間ずらしたらどうでしょうか。例えば、17の週と24の週にすればいいと思います。

【遠藤会長】 本番が21日で、予備日が28日、稲刈りについては遅らせますか。

【事務局】 月曜日から金曜日の中で考えるのではなくて、教育委員会的には、週を後ろ倒しにして、例えば、17日から21日の週が予備日ですけれども、これを本番の週にして、24日から28日の週を予備日にするのは大丈夫だと思います。

【遠藤会長】 いつにしますか。

【事務局】 子供がたくさん来るので、何かあったときにさとのいえの体制もあったほうがいいので、火曜日と金曜日は、比較的対応できる方がいらっしゃるの、そこにしておくとよりよいかと思います。

【鈴木委員】 稲刈りが10月の21日、予備日が28日でいかがでしょうか。

【遠藤会長】 1週間で大丈夫ですか。

【鈴木委員】 最悪、28日の予備日にやればいいと思います。

【遠藤会長】 確認します。田植えが、6月の、本番が21日、予備日が28日。稲刈りが、10月の、本番が21日、予備日が28日。事務局、よろしいですか。

【事務局】 ありがとうございます。

【遠藤会長】 次、(4)「農地保全・利活用促進月間」の実施について、お願いします。

【事務局】 資料18ページ、19ページです。既に日程を決めて頂きましたが、今年度の農地パトロールにつきまして、10月19日(火)でご予定頂いています。予備日が10月21日(木)です。地図の作成を終わりました、印刷も済んでいますので、今日、総会が終わった後で各班に分かれてお目通しを頂ければと思います。大まかな行程は、例年どおり、9時に市役所西側広場にご参集頂きまして、15時までを目途に調査をして、昼休憩は適宜取って頂きながら、調査終了後、市役所3階の第4会議室にお集まり頂いて、指導対象となった農地の確認等をして頂ければと思います。18ページの中央から下に班の割当表を作っていますが、東班、西班は昨年を踏襲しています。1点変わるのが事務局の体制です。人事異動に伴い後任の参加が今のところ不透明で、申し訳ないところもあるのですが、このような形で対応させて頂ければと思います。都市計画課からは、例年どおり、東班、西班に1人ずつ、課税課も例年どおり2人ずつ、ご予約頂いているところです。写真の担当者は、ご負担をおかけしますが、東班は関藤子委員、西班は小鹿倉委員にお願いできればと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。19ページに、当日皆さんにお配り致します不適正利用農地をご記録頂くための様式を参考までに載せていますので、お目通しを頂ければと思

ます。事務局からは以上です。

【遠藤会長】 ありがとうございます。東班が6人、西班が4人ですが、その辺はよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【田中委員】 ルートとしては昨年と同じような形ですか。昨年は最初に全員で見る場所があったのですが。

【遠藤会長】 なくなっている農地もあるので、今年はないと思います。

【田中委員】 では、全員で最初に動くということはなく、最初から分かれて見るのですか。

【遠藤会長】 いや、ちょっと地図を見てみないと分からないです。

【遠藤会長】 次、行きます。(5) 現況農地の認定基準について、お願いします。

【事務局】 資料20ページから23ページまでが該当のページになります。これまで総会の機会をお借りして、皆さんにご報告とご相談を重ねてきた件です。1回農地転用がされた土地について、生産緑地ではない市街化農地にもう一度戻したいというお申出を受けたときに、農業委員会としてどう対応するかというところの基準がなかったので動けなかったところですが、改めて基準をつくりまして、今日、皆さんに説明をさせて頂いて、ご了承が頂けるようであれば、これを国立市農業委員会として、一度農地から一般の土地に変わったものを再度農地に認めるための基準とさせて頂きたいと思っています。国分寺市と武蔵村山市が同様の基準を持っていて、参考にさせて頂きながら作成しました。先週、遠藤会長と事前の打合せをさせて頂いたときに、下話はさせて頂いて、その結果も含めてブラッシュアップしたものが今回お配りした資料になります。20ページが現況農地の認定基準という鏡文、説明文になります。2番の「対象の土地」という、波線を引いてある箇所があるのですが、いわゆる4条転用、自己転用がされた土地についてのみ対象とするということで明記をさせて頂きました。同じく5条の転用という、所有権が変わる転用もあるのでありますが、これについて認めてしまうと、5条で農地から一般の土地になって、それで所有者が変わって、その方が土地の登記をやり直して農地に直すとすると、実質的に農地の譲渡ができてしまうことになり、これは農地法上問題がありますので、あくまで自己転用がなされた土地についてのみ認めるということで明記をさせて頂いたところです。農地としての基準、形状及び面積というところで、皆さんにお目通し頂きたいのが、一団で300平方メートル程度であることというものです。この考え方でありますが、新たに農地に戻したい土地の合計が300平方メートルということではなく、新たに農地に変えたい土地の面積が300平方メートル以下でも、一団として考えられる農地と合算して300平方メートルに届くようであれば認めようということを提示しています。提出の書類は複数あり、(4)から(8)は基本的に農地の転用等を出して頂いている書類そのままのものを使っています。(1)から(3)が、㊤、㊦、㊧と振ってありまして、21ページ以降に続きます。まず、現況農地であることの証明願ということで、21ページ、ぺら1枚ですが、基本的に申請者(土地所有者)の方から出して頂く書類になります。土地の表示として、所在と登記簿上、現況上の地目を書いて頂いて、面積を書いて頂いて出して頂くことになります。総会で承認が下りれば、下部に会長のお名前と公印を押してご本人にお返しする形で対応します。22ページが㊨の営農確約書になりまして、この土地を農地として使い続けていきますという確約書になるのですが、国分寺市と武蔵村山市のケースでいうと3年以上やりますという縛りがありました。当初は、この3年以上を国立市も踏襲しようと思っていたのですが、そこまで縛る権限

を農業委員会として持っているのかというところもあり、会長とも相談させて頂いて、最終的にこの3年という縛りは取りました。農地として使っていきますという確約をして頂ければ、期間のところまでは縛らないでいいのではないかとということで削っています。土地の表示については、㊤の証明願のところとほぼほぼ変わらない形になります。(3) 営農実績・計画書というのが23ページです。これは、その土地で既に営農をしていたのか、あるいは、これからしていくつもりなのかという、少し具体的に書いてくださいという書面になります。土地の所在、面積は同じですが、耕作者がもし申請者、土地の所有者以外にいるのであれば、その方を書いてくださいという欄を設けてあります。耕作の開始時期、これが例えば申請時期より早いのであれば、これは実績報告書になりますし、これからの話であれば、未来の日付を書いて頂いて計画書という扱いになります。主な作付け品目、面積まで書いて頂くかどうかというところはあったのですが、一応、他の2市の事例にも倣って、簡単にでも計画・実績を書いて頂きたく付け加えています。年間労働日数も、参考までに頂ければということでここに記入欄を設けています。以上、この㊤、㊦、㊧、21ページから23ページにつけました書面を書いて頂いて、参考書類と一緒に提出をして頂きたいというところです。20ページの認定基準のところに戻りまして、最後の6番、農業委員会による現地調査というところです。申請のあった農地については、10月頃に実施する市内の農地利用状況調査で農業委員会が現地の肥培管理を調査させて頂いて、早ければ11月の総会で審査を経て、1月1日付けで課税変更をして頂けるように課税課に農業委員会としてお願いをするという流れを考えているところです。この後、この場でご承認を頂ければ、農業委員会としての基準はこれで作りましたということで、改めて課税課に報告をして、あとは事務局と課税課で、課税変更に向けてのやり取りを詰めていければと思っている次第です。以上になります。

【遠藤会長】 今、事務局からお話があったように、武蔵村山市さんと国分寺市さんの事例を参考に、事務局に作成してもらいました。質問ですが、6番の農業委員会による現地調査というのがありますが、これは、地区委員がするのか、全員でするのか、会長と職務代理とか班長とか4者でやるのか、あと、写真をみんなに見てもらって委員会で決めるのか、過程がちょっと分からないのですけれども。

【事務局長】 東班か西班のどちらかで現地を見て頂くことになるかと思えます。想定されるのは、どちらか、東か西の班が担当するエリアの農地で申請が出てきた場合で、班長さんはそれぞれいらっしゃるけれども、現状は、会長、職務代理は二手に分かれていますので、そういった意味では、そこは現地に行ってその班の方たちに確認して頂くというような流れになるかと思えます。会長、会長職務代理のお二人のどちらか一方が申請のあった農地を見られない状況になるので、それはまた別途見て頂くか、その辺をご協議頂ければと思えます。これは、現地でそれぞれの班の皆さんに確認して頂くというような想定でつくっています。

【遠藤会長】 別の班には、写真を見てもらい、総会の協議事項にするということですね。この件について、何かご質問があれば承ります。実際、今は1件だけですか。

【事務局】 1件ありまして、西班の対象になりますので、また詳細をお伝えできればと思えます。西班の方々に10月19日に見て頂きたいところです。よろしくお願ひします。

【澤井委員】 質問をちょっとよろしいでしょうか。先ほどの6番の現地調査って、肥培管理を調査した後ということですからけれども、23ページの計画書という意味ですからけれども、申請できるのはどの段階から申請ができるのかというのがちょっと分からないです。

【事務局長】 既に営農を始めていなければいけないのかどうかということですか。

【澤井委員】 そうですね。

【事務局長】 どちらでも大丈夫です。

【澤井委員】 そうすると、耕しただけの段階でもこの申請はできるということでしょうか。

【事務局長】 そうですね。

【澤井委員】 そうすると、その肥培管理ができないような状況になっている、ただ耕してあるだけだと……。

【事務局長】 どう確認するか分からないということですか。

【澤井委員】 そうですね。耕してあるだけでもオーケーとするのか、作物が植えられていてその肥培管理状況がいいからオーケーしますということなのか、そのオーケーの基準が分からないです。

【事務局長】 ちょっと農地パトロールで見る基準とはまた別の見方をしないといけないのかもしれないのですが、今後ここで耕作をやっていけるかどうかという視点で見て頂くことになるのかなと思います。

【事務局】 そうですね。状況によっては今言われたように、作物をこれからという方もあるかと思しますので、そこはこの営農計画書で、こういうふうにやっていきますということを書いて頂いた中で、現地はまだこれから作付けをされるけれども、今、農地で植えられるような準備をしていますという視点で見て頂くか、あとは、既に作物の植付けをされていらっしゃる場合もあるかと思えますけれども、それは実績書という形に、23ページの様式としてはそういうふうに、どちらかに切り替わってくるかなという、視点をその両方で見て頂くということになるかと思えます。もし、実績がないと駄目だとなると、様式としては計画書ということはなくなってくるかなというところはありますね。それも武蔵村山市と国分寺市では分かれていて、前回の総会でお話をしたとおりで、国分寺市のほうは、今後やるなら、今、ポテンシャルがあるなら大丈夫だよという形で、武蔵村山市のほうは、1年間ちゃんとやってから、その報告を踏まえて申請してきてくださいということなので、国立市としては、前者の、今後ずっとやりたいというところまで裾野を広げていったらいいのかなと今考えているのですけれども。確かに見方は、何をどう基準にすればいいかというのはちょっと曖昧なところもあるので。

【関（藤）委員】 今のことに関連してですけれども、そうすると例えば、今現在、駐車場になっているけれども、駐車場のアスファルトを剥がしてというところから始まって、そこでやりたいのですけれどもというの資料◎に当てはまるのですか。

【事務局】 こも曖昧ですよ。どこまで準備すれば申請していいのかということですよ。

【関（藤）委員】 最低、畑の状態にしてあるということですね。

【事務局長】 そうですね。それが大前提になるかなと思います。

【鈴木委員】 例えば、耕しただけで、栗の木とか植えたときはどうするのですか。栗の木だけ植えてあって農地とするのはどうかと思います。計画書に書ける対象を決めたほうがいいのでは。毎年、農地パトロールで見ていけるので、指導はできるのかなと思います。

【遠藤会長】 栗だろうが梅だろうが、一応、肥培管理をしていけば、作物は、何を植えたら駄目だとか、そういうことはないはずですね。

【事務局長】 その制限を加えるというのは非常に難しいと思います。柿とか栗を植えてはいけ

ないという制限は非常に厳しいので、きっちり剪定していて、収穫しているとか、雑草もしっかり手入れをしているとかということは、毎年の農地パトロールの中で確認して、状況によっては指導という形になってくるとは思います。

【遠藤会長】 澤井委員の質問ですけれども、営農確約書ではカバーできないですかね。

【澤井委員】 自分が心配したのは、農業を経験してやっていらっしゃる方だったら問題はないと思いますけれども、これから始めるという方は、ちょっとどんなふうになるのか心配かなというところがあります。

【事務局長】 そこは、明確にあらかじめそういうことをカバーする基準をつくっておくことは難しいので、やっぱり窓口申請に来られた方のこれまでの経緯をお聞きした上でこれを推薦できるかどうかということになると思います。

【田中委員】 地目変更を宅地に変えたのに、それをまた今度農地に変更するということも含まれるということですか。中には農地のままでいろいろ物が建っている方もいらっしゃいますけれども、1回、宅地に転用をかけて、やっぱりこれからまた農業をするのでそこを農地にする、地目も変更するという意味も含めてですか。

【事務局】 多分、地目の部分は、国分寺市と武蔵村山市もやっていて、そこは地目変更を求めるという話はされてきました。

【田中委員】 転用したときに、生産緑地と宅地農地は違うと思うので、これはどっちも、これからずっとやると、生産緑地にすることも可能ということですよ。

【事務局長】 可能です。

【田中委員】 固定資産税の面で、生産緑地にするのと宅地化農地だと大分違ってくるので、さっき鈴木委員が言ったように、柿とか梅で生産緑地並みにされると、ちょっとどうかなという意見はよく分かるのですけれども、中にはそういう人もいらっしゃるのかなと。宅地化農地は柿、梅を植えておいたって税金を払うのは大変ですから。生産緑地だと、維持していくのに税金の面で大分変わってくるので。

【事務局長】 その辺を考慮するとなると、さらにこの基準の中で今言われたような果樹栽培に制限を加えるかどうかを皆さんでご検討を頂いて。これはあくまでも農業委員会が作成する基準の範囲となります。

【澤井委員】 きちんと剪定されて、肥培管理されていれば、果樹だから駄目だということはいえないと思いますね。

【遠藤会長】 肥培管理されていればいいわけですよ。初めてのケースなので。

【田中委員】 そんなにあるケースではない。レアなケースだと思います。

【遠藤会長】 今後、諸問題が出てくれば、また改正をすればいいのではないですか。とりあえずこれでスタートを切って、やっぱりいろいろ問題が出てくるということであれば、もう1回、洗い直して改正すればいいことですよね。今回、私も現地は見ていますけれども、作物はもう2～3年ずっと作って、販売もしているし、問題はないと思いますけれども。

【事務局長】 もし、今後、それ以外の方が来た場合は、地区の農業委員さんとか役員の方に、こういう相談がありましたということはすぐご連絡させていただきます。

【遠藤会長】 では、そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【遠藤会長】 その他です。令和3年度農業者意見交換会の開催について、お願い致します。

【事務局】 資料24ページです。8月11日に開催を予定していましたが、コロナが一番拡大していた時期で、延期という判断をさせて頂いたところでしたけれども、大分落ち着いてきましたので、再開催ができないかと考えています。網がけしたところに、10月27日(水)か28日(木)と書きましたが、先ほど稲刈りが延びて、脱穀が入っていて、一番忙しい週のところにまた入ってきてしまって大変申し訳ないのですが、会議室が11月の初旬まで取れませんので、27日(水)か28日(木)の午後6時半から1時間程度できないかと考えています。農業委員会からは、全員ではなく、遠藤会長と佐伯職務代理、澤井農地利用班長、田中農政班長にご出席を頂き、ご予約がつくようでしたらぜひ開催をさせて頂けないかと思っている次第です。いかがでしょうか。

【佐伯委員】 私はどちらでも大丈夫です。

【遠藤会長】 私は28日を希望しますが、大丈夫ですか。

【澤井委員】 大丈夫です。

【田中委員】 大丈夫です。

【事務局】 では、28日(木)の午後6時半から1時間程度という形で開催させて頂ければと思います。認定農業者の方々のうち50歳以下の方が12人いらっしゃいまして、その方々を対象に開催させて頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。また、11月の総会のときに、結果報告をさせて頂ければと思います。

【遠藤会長】 続きまして、農業委員会だより55号について、お願い致します。

【事務局】 資料25ページをご覧ください。農業委員会だより55号、2022年1月発行予定のものですが、仮題割案を作らせて頂きました。こちらの内容でよろしいかご協議頂き、よろしければ、農地利用状況調査についてと、稲作体験学習会事業(稲刈り)についての記事を書いてくださる委員さんをお決め頂ければと思います。よろしくお願ひします。

(協議)

【遠藤会長】 では、農地利用状況調査については関藤子委員、稲作体験学習会は小鹿倉委員で、よろしくお願ひ致します。

【事務局】 ありがとうございます。

【遠藤会長】 続いて、8月の農業委員活動記録カード集計結果について、お願ひします。

【事務局】 8月の農業委員活動記録カード集計結果をご報告致します。A:「総会、全員協議会」8件、E:「市民・教育・福祉等との連携活動」8件、F:「現地調査」7件、以上、23件です。

【遠藤会長】 10月の総会は、26日の9時から11時まで、給食センター2階で行います。以上をもちまして終了させて頂きます。

—了—